

幌延中学校区小中一貫校基本構想

令和6年（2024）3月

幌延町教育委員会

はじめに

この度、私たち幌延町教育委員会では、幌延中学校区の小中一貫校の基本構想を策定し、新たな一步を踏み出す運びとなりました。この基本構想は、幌延中学校区の小中一貫校の開校に向け「持続可能な社会の創り手となる子どもを育てる学校～自律・尊重・協働～」を目的として、予測困難な時代に向け、「つながり」をキーワードにし、「自ら考え、他者と対話し、まわりの力を活用しながら判断し、決定して、行動する力」を身に付けた子どもを育成するため学校創設の方針を打ち立てるものです。

小・中学校段階の教員が情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すには、様々な小中一貫教育があり、その制度には、「義務教育学校」と「併設型」と「連携型」の小中一貫型小学校・中学校があります。

幌延中学校区の基本構想の立案に当たっては、当初、同一の校舎を開校し、それぞれの小学校と中学校に校長と教職員の組織がある小中一貫型小学校・中学校（併設型）を視野に入れながら構想を始めました。しかし、実際に構想を練る段階において、①最近の小中一貫教育の趨勢、②保護者や地域住民等への説明会からの意見、③議会や教育委員会、「小中一貫教育検討部会」での議論、④先進校の視察、⑤町内小・中学校の管理職や教職員の意見、⑥パブリックコメントの意見等から柔軟かつ総合的に判断し、議会や理事者の合意を得るとともに、幌延町教育委員会での決定から、一人の校長の下、一つの教職員の組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する「義務教育学校」へと変更し、令和9年度の開校を目指すこととしました。

「義務教育学校」のメリットとしては、①いわゆる「中一ギャップ」や「小中ギャップ」の解消が期待できること、②小中の交流がこれまで以上に促進されること、③自由なカリキュラム（教育課程）の編成ができること、④学力の向上が期待できること、⑤校務の効率化や質の向上につながること、⑥PTA組織の一本化が図られることなどがあげられており、道内外の義務教育学校ではその成果が挙げられています。

このようなことから幌延中学校区の義務教育学校では、個々の子どもがその個性を尊重され、最大限に発揮できる場でありたいとの願いを胸に、持続可能な社会の創り手となる教育環境を築くことを目指していくこととします。その土台となるのは、「自律」と「尊重」、そして「協働」の精神であり、その土台づくりには保護者や地域との連携が欠かせなく、その一体感が子どもたちをより良い未来へと導くことでしょう。

最後に、基本構想の策定に力強い御協力と御理解をいただきました皆様に感謝申し上げますとともに、この基本構想が幌延中学校区の地域全体で共有されたビジョンとなり、開校に向けて幌延中学校区の皆様が共に歩む当事者として、より良い未来を築いていく力となっていただきますことを強く祈念しています。

幌延町教育委員会教育長 青木順一

目次

※幌延中学校区とは：幌延中学校及び幌延小学校の通学区域をいう

I. 基本方針

1 品川中学校区の現況	01
1) 児童生徒数の推移	01
2) 学校規模（通常学級数）	02
2 品川中学校区における基本的な考え方	02
1) 品川中学校区における学校規模（通常学級数）	03
2) 品川中学校区における学級編成基準	03
3 品川中学校区における小中一貫教育の定義	03
4 小中一貫教育の導入が求められる背景	04
5 小中一貫教育の必要性	05
6 品川中学校区における学校教育・特色ある学校づくり	06
1) 小中一貫教育の推進	06
2) コミュニティ・スクールの推進	06
3) 特別支援教育の充実	06
4) その他	06

II. 基本構想

1 品川中学校区における小中一貫校の教育	08
1) 品川中学校区における小中一貫教育のねらい	08
2) 品川中学校区における学年の区切りと教育課程の編成	08
3) 品川中学校区における教育理念	09
4) 品川中学校区における小中一貫教育の実践の柱	10
5) 品川中学校区における小中一貫教育を実践するキーワード	11
6) 学校概要	12
2 品川中学校区における小中一貫校の整備方針	14
1) 整備の基本方針	14
2) 具体的な取組	15
3) 学校規模	18
3 施設整備	23
1) 必要諸室整理	23
2) 屋内運動場・武道場・屋外施設	25
3) 防災施設	26
4) 地域連携施設	26
5) カーボンニュートラル設備	26
6) 空調設備	26
7) 給食センター	27
8) 施設整備一覧	29
4 地域に開かれた学校施設	31
1) 地域連携施設	31
5 通学支援	31
6 建設形態	32
7 建設予定地	35
1) 建設予定地のダイアグラム	36
8 ダイアグラム別整備スケジュール	38
9 既存施設の取り扱い	39

I. 基本方針

1 幌延中学校区の現況

1) 児童生徒数の推移

幌延中学校区の児童生徒数は、昭和35年の1,659人（小学生1,163人、中学生496人）をピークに徐々に減少し、直近の令和5年4月1日現在、147人（小学生95人、中学生52人）で昭和以降最低の水準となっています。

住民基本台帳を基に算出した今後数か年の推計値においても、減少傾向は続くものと予想され、小・中学校の小規模化の進行が地域の課題となっています。

【幌延中学校区児童生徒数の推移】

（出展：学校基本調査 各年度5月1日現在）

単位：人

	平成 元年度	10年度	20年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小学生	319	182	123	126	119	120	120	103	95
中学生	145	109	74	53	58	57	53	52	52
計	464	291	197	179	177	177	173	155	147

【幌延中学校区児童生徒数の予測推移】

（算出基礎：住民基本台帳 R5年9月末日時点）

単位：人

	令和 6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
小学生	89	81	76	75	75
中学生	55	50	52	46	45
計	144	131	128	121	120

注）幌延中学校区とは幌延小学校と幌延中学校を示す。

【幌延中学校区児童生徒数の推移及び予想】

(R5年9月末日現在)

単位：人

		令和 4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
幌 延 小 学 校	1年	16	15	13	8	12	12	15
	2年	14	15	15	13	8	12	12
	3年	(2) 16	13	15	15	13	8	12
	4年	16	(2) 15	13	15	15	13	8
	5年	20	16	(2) 15	13	15	15	13
	6年	19	19	16	(2) 15	13	15	15
	特学	2	2	2	0	0	0	0
	合計	103	95	89	81	76	75	75
	学級数	(2) 6	(2) 6	(2) 6	(2) 6	6	6	6
幌 延 中 学 校 計	1年	(2) 19	15	19	16	(2) 15	13	15
	2年	(1) 15	(2) 19	15	19	16	(2) 15	13
	3年	(1) 14	(1) 15	(2) 19	15	19	16	(2) 15
	特学	4	3	2	0	2	2	2
	合計	52	52	55	50	52	46	45
	学級数	(2) 3	(2) 3	(2) 3	3	(2) 3	(2) 3	(2) 3

2) 学校規模（通常学級数）

幌延小学校及び幌延中学校においては、いずれも国の基準が示す適正規模の条件を満たしていない状況となっています。

学校規模	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模
学級数	1~5	6~11	12~18	19~30	31以上
幌延小学校		●			
幌延中学校	●				

2 幌延中学校区における基本的な考え方

●平成18年に教育基本法が改正され、義務教育の目的が新たに定められました。平成19年の学校教育法の改正においても、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設されました。これにより、小・中学校双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統的・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まり、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が増加してきました。

また、平成29年に告示された新たな学習指導要領では、小学校・中学校への外国語の導入、理数教育の一層の充実、プログラミング教育の導入等が示されています。

このような教育内容の量的・質的充実に対応して、小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細やかな指導などの学習指導の工夫に取り組むことの重要性が増してきました。

現在、子どもたちを取り巻く社会の状況が様々に変化する中、義務教育9年間を見通した教育活動がより一層求められています。

こうした背景のもと、教育委員会では、何よりも子どもたちの健全な成長を第一に考えて、子どもたちの未来を切り拓く「生きる力」を育むことに重点を置き、学校が、自立心や協調性、社会性、規範意識が涵養される場であること、自分とは違う様々な個性に出会い、多様な考え方や機会に触れ、切磋琢磨できる環境であることが必要と考え、今後の幌延中学校区における小中学校の適正化を通して学校のもつ特色・役割が活かされる環境づくりを目指します。

1) 幌延中学校区の学校規模（通常学級数）

【小学校】

小学校では、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、主体的に学習に取り組む姿勢を養うことが重要です。また、人間相互の正しい理解と協働、自主・自律の精神を培うことが必要でもあります。

これから新しい時代を生きる子どもたちに求められる資質・能力を育むため、また、今後の児童生徒数の予測も鑑み、幌延小学校における学校規模は、6学級以上（各学年1学級以上）とします。

【中学校】

中学校では、小学校で習得した基礎的な知識及び技能を発展させ、個性に応じて将来の進路を選択する能力や資質を養い、感情を正しく導くものとされています。

このため、多様な学習活動や部活動など切磋琢磨できる環境を整え、一人一人の興味・関心、個性を尊重した適切な指導体制を確保しながら、成長をしっかり支えることが重要と考えます。

これから新しい時代を生きる子どもたちに求められる資質・能力を育むため、また、今後の生徒数の予測推移や専門性のある教師の確保も鑑み、幌延中学校における学校規模は3学級以上（各学年1学級以上）の規模とします。

2) 学級編成基準

現在及び今後の児童生徒数を鑑み、学級編成基準は法令等が示す現行の運用制度を基本とします。

3 幌延中学校区における小中一貫教育の定義

幌延中学校区における小中一貫教育を以下のとおり定義します。

小学校と中学校が、持続可能な社会の創り手となるため、自ら考え、判断し、決定し、行動するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越える子どもを育むという目標を共有し、小中の教職員が一体となって、学習指導や生徒指導等に組織的、系統的に取り組み、義務教育9年間で連続性のある指導を行うことで、義務教育を終了するにふさわしい学力と社会性を育成する教育。

4 小中一貫教育の導入が求められる背景

小中一貫教育の導入が求められる背景は、以下の6項目があります。

1) 教育内容や学習活動の質的・量的充実への対応

●学習指導要領の改訂において、「学校段階等間の接続」の項目が設けられ、小学校の教育課程では、「幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実や中学校教育及びその後の教育との接続、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。」中学校の教育課程でも、

「小学校教育との接続及び義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること、高等学校教育及びその後の教育との接続」が重要とされ、園と小、小と中、中と高への途切れのない円滑なつながりへの取組が求められています。

●その上で、教育基本法第5条第2項に規定する目的を実現するために、学校教育法第21条に義務教育の目標を掲げ、学習指導要領に取組の方向性が示されています。具体的には、社会と共有・連携しながら実現させる学校教育を目指す、社会に開かれた教育課程が求められ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をはじめ、道徳の教科化やプログラミング教育など、新たな教育活動が提言されています。

●このような教育内容や学習活動の質的・量的充実に対応するために、小・中学校の教育が連携して、小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容について、長期的な視点に立ったきめ細かな指導など、学習指導の工夫に取り組むことの重要性が増しています。

2) 身体的発達の早期化等に関わる現象への対応

昭和20年代と比較すると、身長の伸びや初潮年齢など、思春期の到来時期が2年ほど早まり、小学校高学年から急に自己肯定感や自尊感情が低下する、あるいは「学校、授業の楽しさ」について否定的になる傾向がみられ、個人差の拡大や興味・関心の多様化、個性伸長への対応が求められています。思春期の子どもの指導に当たっては、様々な大人が多様な視点で関わることや、より専門性の高い指導により、自分のよさを発見しやすくしたり、学習意欲を高めやすくするなど、小・中学校の教職員の連携した指導の工夫が必要となっています。

3) 生徒指導・学習指導上の問題化への対応

中学校への進学に際し、新しい環境での不適応への効果的な対応が求められています。生徒指導面では、小学校高学年から中学校にかけて不登校、いじめの認知件数等が大幅に増えることが経年的な傾向として明らかになり、また、学習指導面においても、「授業の理解度」や「教科の好き嫌い」など学習上の悩みを抱える子どもが増える傾向が明らかになっています。

●こうした事象の要因として、小・中学校の教育活動の差異や、小学校段階からの学習面でのつまずきの蓄積、小学校段階では顕在化していなかった人間関係の課題などが存在しているという指摘があります。

●そのため、適度の段差が小・中学校段階間に存在することの意義や教育効果について考慮しつつ、指導体制や学習方法、生徒指導、放課後・休日の生活の違いなど、小・中学校や学年間の段差や接続に配慮した教育課程を編成し、義務教育9年間全体での取組を充実させていくことが求められています。

4) 社会性育成機能の強化の必要性

共稼ぎ世帯や一人親世帯の増加や地域コミュニティの形成が難しいといった様々な背景の中で、大人と子どもの関わりが減ってきてるとの指摘があります。また、集団での遊びの機会や異年齢の子ども同士の関わりそのものが減ってきてるという現状も指摘されており、子どもの社会性を育成するために、子どもたちの集団教育の場である学校の役割への期待が大きくなっています。

●こうした背景の下、多様な異学年交流の活発化、より多様な教師・大人が児童生徒に関わる体制の確保、中学校区を単位とした地域の教育力の強化など、子どもの社会性育成をめざす教育活動の充実を図ることへのニーズが高まっています。

5) 学校現場の課題の複雑化・多様化

近年、複雑な家庭環境で育つ子どもの増加、特別な支援が必要となる子どもの増加、いじめ・不登校など生活指導上の問題の増加、保護者ニーズの多様化と対応の困難化、時代の要請に伴う教育活動の高度化など、学校が抱える課題は複雑化・多様化しています。

- こうした中、これまでのように「個々の教員や学年単位、学校単位の努力だけでは十分な対応が困難である」という認識が広がりつつあり、中学校区単位での学校同士の連携や家庭・地域との協働などによる、子どもたちに関わるすべての人でつくり上げる質の高い教育活動が求められています。

6) 小中一貫教育の制度化

国の中教育審議会（2005）『新しい時代の義務教育を創造する』では、「小・中学校の連携や教育の一貫性が弱くなりがちになっている」ことを課題として指摘し、「義務教育9年間を見通した目標について検討を行う必要がある」との方向性が示されました。この答申を受け、2007年（平成19年）、学校教育法第21条に義務教育9年間の目標が明記されたことで、全国的な小中一貫教育の展開は加速しました。さらに2016（平成28）年度からは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする新たな学校の種類である「義務教育学校」を制度化する「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立、公布され、同時に省令上の制度として、既存の小学校及び中学校の枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成する学校として、小中一貫型の小学校・中学校が設けられました。

- これにより、地域の実情や児童生徒の実態など様々な要素を総合的に勘案して、設置者が主体的に判断できるよう、既存の小学校・中学校に加えて、義務教育を行う学校に係る制度上の選択肢が増えました。

いずれも国の新たな制度化は、小中一貫教育を通じた学校の努力による学力の向上や、生徒指導上の諸問題の解決に向けた取り組み、学校段階間の接続に関する優れた取組等の普及による公教育全体の水準向上に資するものと考えられています。

- このことにより、本制度のもとで、義務教育9年間全体で教育活動を展開する小中一貫教育がより安定的・継続的に実施され、小・中学校間の接続に関する望ましい取組を促進することができるようになりました。

5 小中一貫教育の必要性

- このような子どもたちを取り巻く教育環境の変化や学校が抱える課題の多様化に対応する、より質の高い教育活動が求められている中で、小・中協同授業においては、中学校教員による小学校での乗り入れ授業により、中学校での授業の一端を垣間見た高学年には、中学校へ進む不安感が和らいだなどの一定の効果が見られます。

- 幌延中学校区では、学校教育における小中一貫教育を推進する現在の取組には、課題があります。現在の取組では、幌延小学校・幌延中学校それぞれの教育活動の中で進めていることもあり、小・中学校の教員が一体感をもって継続性のある小中一貫教育活動を展開しようとする意識の変革や、児童生徒の9年間の連続した学びを保障する指導体制、学習指導方法などを含めた教育課程の改編に踏み込んだ取組へと発展させていく必要性など、小中一貫教育の実践に向けて、義務教育の環境を整えていく段階を迎えています。

6 幌延中学校区における学校教育・特色ある学校づくり

近年、小中一貫教育については、全国的な広がりを見せる中、その有効性や必要性により「小中一貫型学校」や「義務教育学校」の制度創設に繋がるなど、学校教育の在り方に一定の指針をもたらしています。

幌延中学校区においても、こうした社会の変化や児童生徒数の減少などを鑑み、これからの中学校環境・指導方法をさらに効果のあるものに発展させるよう、充実した教育課程及び、より良い学校生活の推進に係わる施策の実施に努める必要があります。

以上のことから、次のとおり幌延中学校区の学校教育・特色ある学校づくりを推進していきます。

1) 小中一貫教育の推進

小中一貫教育については、進学に係わるギャップの解消や、多様な学習機会の確保、教育課程の編成による教育効果の向上等において、とても有効な手段であると考えます。

このため、小小・小中等の連携を推進するとともに、小中一貫教育の実施を推進していくこととします。

小中一貫教育制度についてはいくつかの類型があり、採用する類型は基本構想の中で決定します。

また、小中一貫教育の導入・推進に伴う目標の設定や教育課程の編成、組織の体制等については、必要に応じて、教職員等の関係者で構成する検討会を設けて具体的な協議・検討を行うものとします。

2) コミュニティ・スクールの推進

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の方々が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える有効な手段です。

本制度は、学校と地域を有機的に結びつけ特色ある開かれた学校づくりに欠かせないものとして推進していきます。

3) 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組をしっかりと支援するためには、適切な指導と環境の整備が必要です。

特別支援教育に係わる環境整備を推進していきます。

4) その他

より充実した学校教育や指導体制を構築し、新学習指導要領を適切に推進していくためには、状況に応じた様々な関連施策の実施が必要になります。

「専門科教師の確保」や、学校運営の円滑化を図ることを目的とした「校務支援システム」の円滑な活用を図ります。

※ 小中一貫教育制度の3類型

平成28年 文部科学省 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き より

小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

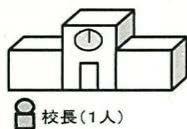
小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

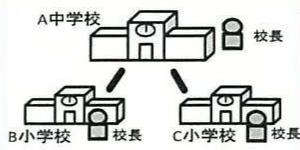
- ・新たな学校種(一つの学校)
⇒一人の校長、一つの教職員組織
- 修業年限: 9年
(前期課程6年+後期課程3年)



小中一貫型小学校・中学校

- ・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

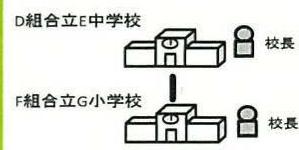
②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

- 例・総合調整を担う校長を定める
- ・学級運営協議会の合同設置
- ・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

※ 小中一貫教育制度の3類型

平成28年 文部科学省 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き より

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
設置者	一	中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	同一の設置者	異なる設置者
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

II. 基本構想

1 幌延中学校区における小中一貫校の教育

1) 幌延中学校区における小中一貫教育のねらい

子どもたちの「生きる力」を育むため、子ども一人一人の能力や適正等に応じてその意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自立性、多様性を尊重し、お互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた資質・能力、やさしさや思いやり等の人間性等を育むことが重要です。

また、将来の予測困難な時代を前に、子どもたちには、自ら未来を切り拓いていくための資質・能力を培うことが求められています。

幌延中学校区の教育環境の魅力を高め、掲げる教育理念の実現に向けて、これまでの教育活動の実績を基盤として更なる教育的効果を生み出すために学校、家庭、地域が一体となって「子どもの連続した学び」を支える体制を構築し、義務教育9年間を終了するに相応しい「持続可能な社会の創り手となる子ども」を育していくことが必要です。

新しい時代を生きる子どもたちに求められる資質・能力を確実に育むために、小学校6年間、中学校3年間という枠にとらわれず、義務教育9年間を一体的に捉え、中学校卒業時の「目指すべき子ども像」を共有しながら、発達の段階や連続性を踏まえたカリキュラムを編成し、学校、家庭、地域が協働して指導の一貫性や学びの系統性を重視した教育活動を展開し、9年間の繋がりを大切にした「小中一貫教育」を推進していくことを目指します。

また、取組を進めることで、中学校に進学する際の大きな環境の変化をやわらげ、新しい環境への適応に繋げることも大切です。

幌延中学校区における小中一貫教育のコンセプト

『持続可能な社会の創り手となる子どもを育てる学校～自律・尊重・協働～』

2) 幌延中学校区における学年の区切りと教育課程の編成

これまで、児童が小学校6年間を過ごしたのち、中学校に進学する際の不安感や学校段階間のギャップ等がありました。これらの不安感の軽減や、小学校から中学校への移行をスムーズに行い、学校段階間のギャップの解消に繋がることが大いに期待される小中一貫校で教育課程及び教育目標に一貫性を持たせます。

小中一貫校における教育課程の編成に関しては、小学校及び中学校学習指導要領に準じることから、9年間の学習内容は変わりませんが、小中一貫校だから可能となる9年間の義務教育における連続性、系統性のある教育計画及び学習指導、生徒指導を実施していきます。

<小・中学校段階の主な違い>

平成28年 文部科学省 小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き より作成

	小学校	中学校
指導体制の違い	学級担任制	教科担任制
指導方法の違い	小学校の発達段階を踏まえた日常生活に根差した比較的きめ細かい指導	中学校の発達段階を踏まえた比較的抽象度の高い内容を含めた指導
家庭学習の違い	宿題の教科間の調整がなされやすい	宿題の教科間の調整がなされないことが多い
評価方法の違い	定期試験は実施されない	定期試験が実施され、小学校よりもテストに向けた計画的な学習が必要となる
生徒指導の違い	中学校では思春期を迎える生徒を指導することもあり、小学校と比較して規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向	
部活動の有無	中学校から部活動が始まり、放課後や休日の活動を行う機会も増える。先輩・後輩の上下関係が人間関係に占める割合が高まる場合がある。	

3) 幌延中学校区における教育理念

児童生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、自らの未来の豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を培うことが求められています。

そのため、ゆるぎない教育理念のもと、小中一貫校の特性を生かすとともに、学校運営協議会の組織を活用するなどして、学校・家庭・地域の連携を深め、目指す児童生徒像を達成するための教育活動を推進します。

【教育理念】

自律・尊重・協働の心と学ぶ力を育む教育の実現

自律の確立と他者の尊重、多様な人々との協働を通して学び続け、豊かな人生を送れることができるよう、学びのための環境整備を進めるとともに、子どもたちの豊かな未来を拓くため、家庭や地域と連携して、子どもたちの成長を支え、自律・尊重・協働の豊かな心や学ぶ力を育む教育の充実を図ります。

【小中一貫教育導入の意義】

- 学ぶ権利の保障
- 豊かな人間性の育成
- たくましい心身の育成
- 多様な個性やニーズに応じた一人一人が大切にされる教育の推進
- 地域や社会とつながる「ふるさと幌延への思い」を育む教育の推進

【目指す子ども（児童生徒）像】

義務教育9年間を終える15歳の子ども像は、小学校と中学校が「持続可能な社会の創り手となる子どもを育てる」という目標を共有し、小中の教職員が一体となって、学習指導や生徒指導等に組織的、系統的に取り組み、義務教育9年間の連續性のある指導を行うことで、義務教育を修了するにふさわしい学力と社会性を育成する教育。

『小・中学校の教職員、保護者、地域での「めざす子ども像」の共有』

学校、家庭、地域が義務教育9年間の目指す子ども像を共有し、子どもたちの「生き抜く力」を育成する。

→ 【自分を高めるため、自ら良く考え、進んで学習に取り組み生き抜く力を育む児童生徒】

『中学校卒業までを見通した系統化した指導』

取組を進める子ども園と小学校の円滑化や小・小連携、小・中連携した授業の成果を礎として、教育課程の編成や指導形態などの工夫改善を図り中学校卒業までを見通して一貫した指導を実践する。

→ 【健やかな体と心もつ児童生徒】

『中学校卒業までを見通した継続性のある指導』

小・中学校での指導にギャップを広げないよう、授業規律や生徒指導等を共通化し、中1ギャップの未然防止はもとより、いじめの芽を早くに摘むことや問題行動等の早期発見、教育相談体制の整備を目指す。

→ 【健やかな体と心をもつ児童生徒】

『幌延町の魅力ある豊かな教育環境づくり』

子どもたちの連続した学びを支えるため、学校、家庭、地域が連携した教育環境づくりを進め、ふるさと幌延への郷土愛、愛着心あふれる人づくりを目指す。

→ 【ふるさと「幌延」に対する誇りと愛する心をもつ児童生徒】

『子ども同士や教職員間の交流と協働』

子どもたちが互いに学び合う場と、教職員が協働して教育活動を進める場を設定し、豊かな人間関係づくりと教育活動の系統性・連続性を図る。

→ 【自他の命を大切にし、他者への思いやりと豊かな心をもつ児童生徒】

4) 幌延中学校区における小中一貫教育の実践の柱

① 実践の柱1：『小・中学校の教職員、保護者、地域での「めざす子ども像」の共有』

児童生徒の実態や家庭、地域の実情を踏まえ、義務教育9年間を終えた中学校卒業時の子どもの姿として「目指す子ども像」に向けて、家庭、学校、地域で共有するとともに、知・徳・体のそれぞれについて発達の段階ごとの重点的な視点を設定し、指導目標を定めます。

- 9年間を見通した各教科等における一貫性のある指導方針と各発達の段階における学習に関する児童生徒の姿をもとに、計画的・継続的な指導を通して確かな学力を身に付けさせます。
- 教科等横断的な視点で9年間を見通した一貫した教育課程を編成し、学習指導要領で示された資質・能力の3つの柱（「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等のかん養」）をバランス良く育成します。
- 教科等の特質や児童生徒の実情を踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を行います。
- 児童生徒一人一人が「何を学ぶのか」「どのように学ぶのか」などを授業の中で意識できるよう、課題の提示と振り返りを行う一貫した授業を行います。
- 5年生から段階的に一部の教科で担任以外の教員が指導する教科担任制を取り入れ、教科の専門性を生かした学習指導を行います。

② 実践の柱2：『中学校卒業までを見通した系統化した指導』

子ども園と小学校の円滑化や小・小連携、小中協同授業の成果を踏まえ、義務教育期間中の各種調査結果や児童生徒の実態等を分析し、発達の段階ごとの課題を共有しながら、授業内容・方法の改善や、学習・生活規律、習慣等の定着のための重点的・系統的な取組を明確にした教育課程を編成し、できることから順次実施します。また、指導形態の工夫や学年段階の区切りの柔軟化を図るなど、継続的な教育活動を展開します。

③ 実践の柱3：『中学校卒業までを見通した継続性のある指導』

児童生徒の実態や目指す子ども像を踏まえ、小学校と中学校で変わらない指導を行います。

- 生徒指導や教育相談に関する9年間の記録を積み上げ、児童生徒一人一人に応じた適切な指導・支援を行い、安定感の心をもつ児童生徒を育成します。
- 体育科や保健体育科の授業を通して、体と心を一体として捉え、生涯に渡って心身の健康を増進保持するとともに、スポーツを楽しもうとする意欲を育成します。
- 小中一貫教育の特色を生かした体育的行事などを通して、運動に対する興味や関心を高め、積極的に体力の向上を図ろうとする意欲や態度を育成します。
- 家庭や地域との連携の充実を図り、児童生徒の発達の段階を踏まえた基本的な生活習慣や食習慣の定着を図り、健康で安心安全な学校生活を送る児童生徒を育成します。
- 集団生活における安心安全を意識した規律ある行動について、児童会・生徒会が主体となった活動を通して、主体的に実践できる児童生徒を育成します。
- 5年生、6年生から部活動の体験を実施し、中学生からの部活動への円滑な接続を図るとともに、児童生徒の健やかな体と心を育成します。

- ④ 実践の柱4：『幌延町の魅力ある豊かな教育環境づくり』
児童生徒の実態や目指す子ども像を家庭、地域と共有し、地域の学校支援や学校の地域貢献活動など、地域の教育資源を活用した教育活動を協働して展開します。
- 家庭や地域、地元企業などと連携した体験学習を通して、ふるさと「幌延」を大切にする心をもたせ、学びを地域に生かそうとする意識を育てます。
 - コミュニティ・スクールを活用し、地域の人材や地元企業などの教育資源を活用した職場体験・職場訪問などを通じて、児童生徒のキャリア実践力を育成します。
 - 幌延町について学び、幌延に誇りを持ち、どこにいても心にふるさと幌延を持っている児童生徒を育成します。
- ⑤ 実践の柱5：『子ども同士や教職員間の交流と協働』
児童生徒間の異学年交流や児童会・生徒会合同活動、地域との関わりの中での多様な人との交流により、豊かな人間関係やコミュニケーション能力の向上を図ります。また、小・中の教職員同士の交流や合同研修等により、小中一貫教育を実践するための教職員の力量を高めるとともに、協働体制を確立します。
- 児童会と生徒会が合同で活動することで、児童生徒の自主性や社会性等を育むなど、よりよい人間関係を構築します。
 - 上級生が下級生にやさしく、思いやりの心で接する場面や、下級生が上級生への憧れを膨らませるような場面を設定し、思いやりと豊かな心をもつ児童生徒を育成します。
 - 異なる学年交流や地域貢献活動など、人との関わりを大切にした多様な活動を進め、他者の個性を理解する力や認める力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力などを育成します。
 - 各段階の教育活動において、児童生徒一人一人の活動の場を設定保障し、自己肯定感や自己存在感を熟成させます。
- 5) 幌延中学校区における小中一貫教育を実践するキーワード
『学校』という児童生徒と教職員の教育活動の現場を「学び」と「生活」の両面で捉え、児童生徒・教職員・保護者・地域の互いの繋がりを、9年間切れ目のない時間軸におきながら、これを効果的に「つなげる」ために必要となる教育環境を整備します。
- キーワード1：「学びをつなげる」
現行の教育制度（6・3制）と学習指導要領を基本に、子どもたちの発達の段階にあわせた学年段階の区切りの柔軟な設定を取り入れ、小・中学校の教職員が一体となって、子どもたち一人一人の成長の姿を常に見守り支えながら、義務教育9年間の連続した「確かな学び」を確立する指導計画・指導方法の工夫改善や本町独自の魅力ある一貫性のある教育課程の編成を目指します。
 - キーワード2：「生活をつなげる」
9年間の学校生活での学習規律・生活規律の設定とその定着化を図り、児童生徒間、教職員間、地域との交流活動等の充実を通して、学校生活を通じての児童生徒の人間性・自己有用感の醸成、教職員の指導力の向上と協働、家庭・地域との協働関係の強化（地域と共にある学校づくり）を目指します。
 - キーワード3：「9年間の学びと生活をつなげる環境づくり」
小・中学校が、一体的の運営を可能とする施設環境を実現し、柔軟な教育活動を円滑に進めることができる機能を備えた環境や子どもたちの教育環境をやさしく包み込む、地場産材や道産材をふんだんに活用した幌延らしい環境づくりを進めます。あわせて各校のこれまでの歴史伝統を継承し、地域と学校がつながる施設づくり、安全安心、防災対策機能にも配慮された施設環境整備を目指します。

6) 学校概要

① 形態

幌延小学校と幌延中学校が統合した9年間の幌延小中一貫校

② 管理職

●小学校
校長1名、教頭1名

●中学校
校長1名、教頭1名



＜小中一貫型小学校・中学校の場合＞

●小学校
校長1名、教頭1名
●中学校
校長1名、教頭1名

＜義務教育学校の場合＞

★校長1名
●前期課程
教頭1名
●後期課程
教頭1名

③ 児童生徒数（令和10年度の予想）

児童数：75名

生徒数：45名

合計：120名

④ 教職員数（基礎定数）

●通常学級

【現在の小学校・中学校】

○小学校（6学級編成）

校 長：	1名
教 頭：	1名
教 諭：	6名
養護教諭：	1名
栄養教諭：	1名
事務職員：	1名

合計：11名

○中学校（3学級編成）

校 長：	1名
教 頭：	1名
教 諭：	7名
養護教諭：	1名
事務職員：	1名

合計：11名

○全体合計 22名



＜小中一貫型小学校・中学校の場合＞

○小学校（6学級編成）
校 長：1名
教 頭：1名
教 諭：6名
養護教諭：1名
栄養教諭：1名
事務職員：1名

合計：11名

○中学校（3学級編成）

校 長：	1名
教 頭：	1名
教 諭：	7名
養護教諭：	1名
事務職員：	1名

合計：11名

○全体合計 22名

＜義務教育学校の場合＞

☆校長：1名
○前期課程（6学級編成）

教 頭：	1名
教 諭：	7名
養護教諭：	1名
栄養教諭：	1名
事務職員：	1名

合計：11名

○後期課程（3学級編成）

教 頭：	1名
教 諭：	7名
養護教諭：	1名
事務職員：	1名

合計：10名

○全体合計 22名

※特別支援学級及び加配教職員は人数に含まれておりません。

※一貫校になっても、基礎定数は変わりません。

⑤ 幌延中学校区の学級編成（令和10年度の予想）

	(小1) 1年生	(小2) 2年生	(小3) 3年生	(小4) 4年生	(小5) 5年生	(小6) 6年生	(中1) 7年生	(中2) 8年生	(中3) 9年生	合計
児童生徒数	15	12	12	8	13	15	15	13	17	120
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

⑥ 幌延中学校区の教育課程編成の基本的な考え方

学年	(小1) 1年生	(小2) 2年生	(小3) 3年生	(小4) 4年生	(小5) 5年生	(小6) 6年生	(中1) 7年生	(中2) 8年生	(中3) 9年生								
	前期課程（小学校）						後期課程（中学校）										
段階	第1段階 【基礎・基本の確実な定着】				第2段階 【基礎・基本の徹底】				第3段階 【個性・能力の伸長】								
目標	<ul style="list-style-type: none"> ●学びへの興味・関心をもち、基本的な学習習慣を身に付ける ●思考力・判断力・表現力を發揮して主体的に学習に取り組む ●体験活動等を通して、友達と仲良く接する ●友達と互いに励まし合い、望ましい人間関係を築く ●早寝早起き等の基本的生活習慣を身に付け、交通ルールや学校の決まりを守る ●健康で安心安全な生活の大切さを理解する 				<ul style="list-style-type: none"> ●知識・技能を取得し、それらを活用して課題解決する中で、思考力・判断力・表現力を使って主体的・対話的に学習に取り組む ●周囲の人の個性や特性を理解する等、相手の立場や気持ちを理解し、誰とでも適切な人間関係を築く ●学校の決まりやマナーの意義を理解し、主体的に健康で安心安全な生活を送る 				<ul style="list-style-type: none"> ●知識・技能を習得し、それらを活用して課題解決する中で、多面的に思考・判断し、相手の立場に立って表現する等、主体的・対話的に学習に取り組む ●人間尊重の精神に基づき、物事を多面的・多角的に考え、周囲の人とより良く生きようとする ●自らを律し、他の範となる健康で安心安全な生活を心がける 								
授業時間	45分						50分										
教科の指導形態	学級担任制			一部教科担任制				教科担任制									
特色ある教育活動	外国語教育の充実	英語教育を全学年で実施 ALT・小中一貫教育推進講師の配置															
	異学年交流	異学年交流活動の実施、小学校と中学校の合同行事の実施															
	異校種連携	認定子ども園との連携 近隣の高等学校及び大学との連携															
	部活動	—			体験的に部活動参加				部活動								
	地域に誇りと愛着をもつ児童生徒の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ・スクールを活用し、地域の人材や地元企業等の教育資源を活用した職場体験・職場訪問等の実施【キャリア教育の推進】 ●家庭や地域、地元企業等と連携した体験学習の実施【ふるさと愛の醸成】 															

2 幌延中学校区における小中一貫校の整備方針

1) 整備の基本方針

現在の幌延小学校の校舎は昭和57年建設、現在の幌延中学校の校舎は昭和60年建設のため建設後40年を経過し、学校施設の老朽化が進んでいます。学校施設の老朽化に伴い維持管理費が増加しています。また、幌延中学校区の児童生徒数は減少傾向が続いている。さらに、小中一貫教育の制度化により、9年間の義務教育を一体的に捉え連続性、系統性のある教育計画や学習指導、生徒指導を行う小中一貫教育が推進されています。

以上のこととを鑑みると小学校校舎と中学校校舎を統合した小中一貫校として校舎を整備することが求められます。

また、小中一貫校では小学校から中学校まで同じ学校で学ぶため、教育内容や方針が一貫しており、学習のスムーズな推移が期待され、一貫性のある教育プログラムを編成することが可能です。また、小学校と中学校が一つの組織となっているため、教育課程やカリキュラムの連携がしやすくなり、学びのスムーズな遷移が期待されます。さらに、同じ学校での長期間の学びが、児童生徒の学校生活において心理的安全性をもたらすとされており、クラスメートや教師との関係が深まり、学業や生活の面でのサポートが得やすくなります。

これらのことと踏まえ、幌延中学校区における小中一貫教育制度として、一人の校長が9年間の一貫した学校経営方針のもとリーダーシップをとりながら、学校全体でどのような児童生徒に育てたいかという目的の共有化を図ることはもとより、小学校と中学校が同一組織となることにより継続性・連続性のある指導を行うことができるとともに、9年間の教育課程を見据えた系統性のある指導内容を可視化し指導に生かすことができる「義務教育学校」を導入します。

また、児童生徒と教職員が、学年を超えての交流や連携が図れる空間を考慮した施設とします。

【小中一貫教育への取組を進める上での6つの実践知】

- 実践知1：小中一貫教育は「目的」ではなく「手段」である。
- 実践知2：児童生徒が抱える課題を小・中学校で共通に認識する。
- 実践知3：それぞれの活動について、何のための取組なのか、「ねらい」を明確にする。
- 実践知4：得られた成果を9年間のつながりの中でのカリキュラムとして残していく。
- 実践知5：小・中学校のそれとの「よさ」を9年間に広げる。
- 実践知6：小・中学校の文化の違いを互いに理解する。

① 児童生徒の主体的な活動を支援する施設整備

- 9年間を見通した教育活動ができる施設環境を整えるため、9年間を過ごす場所として、児童生徒自身が、学年が上がるごとに成長が感じられる施設整備を目指します。
- 児童生徒一人一人の学習状況に応じたきめ細かな指導を進めることができるようにするために、小人数学習、習熟度別学習など多目的に活用できる施設整備を目指します。
- 複数学年による学習等の活動や児童生徒の学習成果の発表など、多様な学習内容・学習形態による活動を可能とする空間に配慮した施設整備を目指します。
- 「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を進めていくため、児童生徒が主体的に調べ学習に取り組める施設整備を目指します。
- 異学年交流によって精神的な発達や社会性の育成等の効果が期待されることから、学年や学年段階の区切りを超えて年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できるよう各室・空間や動線に配慮した施設整備を目指します。
- 集会や交流等に活用できるゆとりある空間の整備を目指します。
- 特別な支援を要する児童生徒に配慮した、授業に集中できる環境の整備を目指します。

2) 具体的な取組

整備の具体的な取組は、『学びをつなげる』『生活をつなげる』『9年間の「学び」と「生活」をつなげる環境づくり』の3つのキーワード『つなげる』を基に整備を進めます。

■ 『学びをつなげる』

① 指導区分の編成と発達の段階に応じた取組

●9年間を見通した教育活動ができる施設環境を整えるため、9年間を過ごす場所として、児童生徒自身が、学年が上がるごとに成長が感じられるよう取組を行います。

② 教育課程とマネジメント体制の取組

●子どもたちの発達の段階に応じた9年間の指導計画・指導方法の工夫改善に重点をおいた授業交流、授業研究の充実を図る取組を行います。

●「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を進めていくため、児童生徒が主体的に調べ学習できるよう取組を行います。

③ 学習方法、学習習慣等の定着に向けた一貫した取組

●児童生徒一人一人の学習状況に応じたきめ細かな指導を進めることができるように、少人数学習、習熟度別学習、個別学習等などの取組を行います。

●家庭と連携して、「自主学習ノート」や「家庭学習ノート」等、自主学習の時間を段階的に増やしていく取組を行います。

●複数学年による学習等の活動や児童生徒の学習成果の発表など、多様な学習内容・学習形態による活動を可能とする空間に配慮した施設整備を目指した取組を行います。

④ 幌延中学校区独自の魅力ある一貫性のある教育課程の取組

●英語教育の導入やプログラミング教育の充実を図るとともに、幌延の歴史・文化等豊かな教育資源、地域との関わりを活かした教育課程の編成を行い、カリキュラムづくりの取組を行います。

⑤ ICT活用を充実させる取組

●個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためにICTは必要不可欠であり、ICTを活用することにより時間、場所に限定しない学びが可能となることから、特別教室を含め、授業で使う画像・動画（教育用コンテンツ）を日常的かつ積極的に活用できるよう無線LAN等の通信設備の整備に取り組みます。

●一人一台端末の活用により、多様な学習・活動の展開が可能となるようにICTを日常的に活用できる環境とするため、タブレット端末の収納場所や充電場所の確保整備に取り組みます。

⑥ 特別支援教育充実の取組

●特別な支援を要する児童生徒については、教職員が早い段階での確な情報交換を行い、個別の教育支援計画や指導計画、「幌延町子育てファイル」等を活用して、個々の教育的ニーズや指導計画の密な情報交換を計画的・継続的に設ける体制を整えて特別支援教育の充実に取り組みます。

●特別な支援を要する児童生徒に配慮した、授業に集中できる環境整備に取り組みます。

■『生活をつなげる』

① 学校生活での学習規律・生活規律の定着の取組

- 児童生徒が安心して学べる学習環境の下で学習に対する意欲や規範意識を高めるため、9年間を見通した学習規律・生活規律を設定し、定着化を図る取組を行います。

② 豊かな人間関係を醸成する児童生徒等の交流活動充実の取組

- 異学年交流によって精神的な発達や社会性の育成、思いやりの心、コミュニケーション能力、リーダーシップ養成等の効果が期待されることから、学年や学年段階の区切りを超えて年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できるよう各室・空間や動線に配慮した施設整備に取り組みます。

- 児童生徒が健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であることから、食育をさらに推進し、児童生徒の基本的な生活習慣の維持と心身の成長を9年間適切に把握し、成長が実感できる仕組みの整備に取り組みます。

■『9年間の「学び」と「生活をつなげる環境づくり』

① 小中一貫教育の効果を引き出す施設環境づくりの取組

a. 教職員の働きやすい施設環境づくり

- 教職員がより効果的・効率的な授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができるための機能（システム等）の確保に取り組みます。

- 前期課程（小学校）・後期課程（中学校）の教職員が連携して、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる施設整備に取り組みます。

b. 児童生徒・地域住民の交流を推進できる施設環境づくり

- 児童生徒のみならず地域住民の交流拠点や災害時の避難所として利用されることを想定し、誰もが利用しやすいように、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備に取り組みます。

c. 児童生徒・地域住民の安心安全を確保できる施設環境づくり

- 避難時や集会、登下校時など、大人数がスムーズに移動できる動線の確保に取り組みます。

- 耐震性などの災害に強く、地域の避難所機能を備えた施設整備に取り組みます。

- 児童生徒の通学に関し、敷地内での自動車の動線と歩行動線を分離させ、児童生徒の安全性を確保した施設整備に取り組みます。

d. カーボンニュートラル実現に向けた施設環境づくり

- 未来を担う子どもたちのために、地球温暖化対策としてカーボンニュートラル実現に向けた施設整備に取り組みます。

- コンパクトな校舎とすることで、エネルギー消費を縮減するとともに、施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーなどの採用等について調査・研究し、カーボンニュートラル実現に向けた施設整備に取り組みます。

- 子どもたちの教育環境をやさしく包み込む、北海道の自然（道産木材）の恵みを活用した快適で愛着の感じられる空間づくりに取り組みます。

e. 学校施設の機能向上を目指す施設環境づくり

- 維持管理のしやすい素材や形状、更新・変更の容易な建築設備や故障しにくい機械設備とし、維持管理費用の低減が図られる施設整備に取り組みます。
- 防犯面は、児童生徒の安心安全に配慮し、機能的で効果のある設備となる施設整備を目指します。部外者が無断で学校に侵入できないよう、玄関などのセキュリティ強化（機械警備等）や校舎周辺に街路灯や防犯カメラの設置等不審者対策の強化に取り組みます。
- 室の区画など、将来の教育活動の変化に応じて変更する場合、改修整備を行いやすい施設とするなど、長期間建物を有効に活用できる施設整備に取り組みます。
- 心身ともに健康な学校生活を送ることができるよう居住性の向上という基本的な視点で、空調設備や日照・採光・通風等に配慮することにより、快適性のある施設整備に取り組みます。
- 集会や交流等に活用できるゆとりある空間の整備に取り組みます。

f. 幌延小学校・幌延中学校の歴史伝統を継承する施設環境づくり

- 幌延小学校、幌延中学校の歴史伝統を継承し、地域と学校がつながる施設として、多様な学習の場に対応できる空間や児童生徒、教職員、保護者が互いに話し合い、語り合いができる空間の整備に取り組みます。

② 学校、家庭、地域が一体となった豊かな教育環境づくりの取組

- PTA活動やコミュニティ・スクール等、学校を支援する人たちが集うことのできる施設整備に取り組みます。
- 学校を支援する地域コミュニティの場や保護者を支援する機能（学童施設等）の空間整備に取り組みます。

3) 学校規模

文部科学省の補助金等を活用する上で、文部科学省では学級数に応じた必要面積が示されており、建設（完成予定）時の学級数が基本となります。

この場合の学級数とは、普通学級（小学生は35人、中学生は40人で算定）としており、令和9年度中に完成を予定していることから、前期課程（小学校）は6学級、後期課程（中学校）は3学級を基本とします。

前期課程（小学校）と後期課程（中学校）の必要面積の総和が整備面積の上限であり建設規模となります。

【文部科学省基準による校舎等の必要面積（上限面積）】

※（1級積雪寒冷地補正、多目的教室及び少人数授業用教室加算あり）

（単位：m²）

	条件	校舎	屋内体育館	武道場	計
前期課程 (小学校)	普通6学級 特別支援3学級	3596.7	922.0	—	4,518.7
後期課程 (中学校)	普通3学級 特別支援3学級	3,124.6	1,162.0	450.0	4,286.6
計		6,721.3	2,082.0	450.0	9,255.3

※義務教育学校の場合は、前期課程を小学校とみなして小学校基準により計算した面積と、後期課程を中学校とみなして中学校基準により計算した面積を合計した面積とする。

公立学校施設費国庫負担金等に関する関連法令等の運用細目より

公立学校建物の校舎等基準表（抜粋）

◆小学校基準

- ① 学級数に応する校舎必要面積
校舎

(構造：R、単位：m²)

学級数（特別支援学級を除く）	面積の計算方法
1学級及び2学級	769+279 (N-1)
3学級から5学級まで	1,326+381 (N-3)
6学級から11学級まで	2,468+236 (N-6)
12学級から17学級まで	3,881+187 (N-12)
18学級以上	5,000+173) N-18)

1 : N • • • 学級数

2 : 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級1学級につき168m²を加えた面積とする。

3 : 多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む）に応する必要面積に1.108を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む）を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む）に応する必要面積に1.180を乗じて得た面積とする。

4 : 上表の基準は、温暖地の学校であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行う補正是次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
32m ² × N※	16m ² × N※

※特別支援学級数を含める

幌延小中一貫校の場合

普通教室6、特別支援教室3、多目的教室及び少人数授業用教室を設定、一級積雪寒冷地域の場合

$$2,468+236 \times (6-6) = 2,468$$

$$168 \times 3 = 336$$

$$(2,468+336) \times 1.180 = 3,308.7$$

$$32 \times (6+3) = 288$$

$$3,308.7 + 288 = 3,596.7$$

必要校舎面積 : 3,596.7m²

② 学級数に応する教室数と総面積

(教室数の単位：室、総面積の単位：m²)

学級数（特別支援学級を除く）		1及び 2学級	3~5 学級	6~11 学級	12~17 学級	18~23 学級	24~29 学級	30~35 学級	36~41 学級	42 学級以上
室名										
特別教室	教室数	4	4	8	10	11	12	14	14	15
	総面積	314	425	885	1183	1350	1479	1756	1792	1921
多目的教室	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）に応する必要面積×0.108								
多目的教室 及び少人数授業用教室 (少人数授業に対応した多目的教室を含む)	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）に応する必要面積×0.180								
普通教室	教室数	学級数（特別支援学級を含む。）× 1								
	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）× 74								

注) 1 : 特別教室の種類は、理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室とする。

2 : 特別教室の準備室及び更衣室は特別教室の総面積には含めるが特別教室の数には含めない。

③ 学級数に応する屋内運動場必要面積（積雪寒冷地）

(単位：m²)

学級数 (特別支援学級を含む。)	面積
1学級 ~ 9学級	922
10学級 ~ 11学級	1,092
12学級 ~ 23学級	1,258
24学級以上	1,552

必要屋内運動場面積 922m²

◆中学校基準

- ① 学級数に応する校舎必要面積
校舎

(構造 : R、単位 : m²)

学級数（特別支援学級を除く）	面積の計算方法
1学級及び2学級	848+651 (N-1)
3学級から5学級まで	2,150+344 (N-3)
6学級から11学級まで	3,181+324 (N-6)
12学級から17学級まで	5,129+160 (N-12)
18学級以上	6,088+173) N-18)

1 : N . . . 学級数

2 : 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級1学級につき168m²を加えた面積とする。

3 : 多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む）に応する必要面積に1.085を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む）を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む）に応する必要面積に1.105を乗じて得た面積とする。

4 : 上表の基準は、温暖地の学校であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行う補正は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
32m ² × N※	16m ² × N※

※特別支援学級数を含める

幌延小中一貫校の場合

普通教室3、特別支援教室3、多目的教室及び少人数授業用教室を設定、一級積雪寒冷地域の場合

$$2,150+344 \times (3-3) = 2,150$$

$$168 \times 3 = 504$$

$$(2,150+504) \times 1.105 = 2,932.6$$

$$32 \times (3+3) = 192$$

$$2,932.6 + 192 = 3,124.6$$

必要校舎面積 : 3,124.6m²

② 学級数に応する教室数と総面積

(教室数の単位：室、総面積の単位：m²)

学級数（特別支援学級を除く）	1及び2学級	3~5学級	6~11学級	12~17学級	18~23学級	24~29学級	30~35学級	36~41学級	42学級以上
室名									
特別教室	教室数	4	10	12	15	15	17	19	20
	総面積	333	960	1325	1994	2049	2382	2677	2843
多目的教室	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）に応する必要面積×0.085							
多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む）	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）に応する必要面積×0.105							
普通教室	教室数	学級数（特別支援学級を含む。）× 1							
	総面積	学級数（特別支援学級を含む。）× 74							

- 注) 1 : 特別教室の種類は、理科教室、音楽教室、美術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室とする。
 2 : 器具機材庫（屋内運動場に附属するものを除く。）、特別教室の準備室、国語準備室、社会準備室、数学準備室及び更衣室は特別教室の総面積には含めるが特別教室の数には含めない。

③ 学級数に応する屋内運動場必要面積（積雪寒冷地）

(単位：m²)

学級数 (特別支援学級を含む。)	面積
1学級～7学級	1,162
8学級～13学級	1,237
14学級～33学級	1,511
34学級以上	1,515

必要屋内運動場面積 1,162m²

3 幌延中学校区における施設整備

1) 必要諸室整理

小中一貫校として必要な諸室を以下に示す。

① 普通教室

文部科学省の示す学級編成の標準により、小中一貫校開校時の令和10年度は、通常学級9学級、特別支援学級6学級（前期課程（小学校）通常学級6学級、特別支援学級3学級、後期課程（中学校）通常学級3学級、特別支援学級3学級）を想定し、総計15学級で組み立てます。

また、前期課程（小学校）、後期課程（中学校）合わせて通級指導教室を3学級開設し、加配定員を配置して通常学級における特別な支援を要する児童生徒の指導にあたります。

	通常学級	特別支援学級	通級指導学級
前期課程（小学校）	6	3	1.5
後期課程（中学校）	3	3	1.5
総計	9	6	3
			18

② 特別教室

前期課程（小学校）、後期課程（中学校）の児童生徒数及び教室数を前述の通りとした場合、次とおり特別教室15室を整備するものとする。

	前期課程（小学校）	後期課程（中学校）	合計
理科室		1	1
生活科室	—	—	0
音楽室		1	1
図画工作室・美術室		1	1
技術室	—	1	1
調理室		1	1
外国語室	1	1	2
特別活動室	1	1	2
視聴覚室		—	0
学校図書室（デジタルライブラリー）		1	1
児童会生徒会室	1	1	2
教育相談室	1	1	2
進路指導室	—	1	1
計			15

※それぞれに特別教室を使用する実験器具や楽器、調理器具、工具類等を保管できる十分な広さの準備室を設ける。

※視聴覚室・家庭科室・コンピュータ室は特別活動室もしくは多目的室の兼用利用とする。

学校の種類	特別教室の種類
小学校	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室
中学校	理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室
義務教育学校	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室

③ 多目的教室等

- 少人数学習や習熟度別学習を実施するため多目的教室2室を配置します。
また、半分に区切れるよう移動式間仕切りを設置します。
- 児童生徒が多様な調べ学習に取り組めるような機能を設置します。
- これまで小学校と中学校の校舎が別に設置されていたため、通級指導教室も別に設置されていましたが、同一校舎に設置することにより、在籍学級との連携が図られやすくなるなど、支援の充実を図ります。
また、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的に全過程での通級指導教室の設置を目指します。
- 学年集会や異学年交流の場として多目的スペースや、郷土資料室（メモリアルスペース）、幌延みらい学の部屋の設置に取り組みます。

④ ランチルーム等

- 共用スペースを活用し、児童生徒の交流を促進するランチルーム等の整備に取り組みます。

⑤ 共通・共用部

- ◆ トイレ・手洗い
 - 学年ごとのまとめりに対応させ、バランスのよい配置を行います。
 - 児童生徒数に応じた十分な便器数、手洗い水栓の配置を行います。
 - 多目的トイレを配置します。
 - 性自認に対応したトイレの設置に取り組みます。
- ◆ 廊下・階段・エレベーター
 - 廊下は、日常や避難時に通行しやすい幅員を確保します。
 - 車椅子での通行に配慮し、校舎全体のバリアフリー化を図るとともに、エレベーターの整備に取り組みます。
 - 階段は、主に利用する学年に合わせ、それぞれの基準に則した階段寸法とします。
 - エレベーターは、給食配膳とバリアフリー対応のための整備に取り組みます。

(資料) 建築基準法施行令

	階段幅 踊場幅	けあげ	踏面	踊り場位置	直階段の 踊場踏幅
小学校	$\geq 140\text{cm}$	$\leq 16\text{cm}$	$\geq 26\text{cm}$	高さ $\leq 3\text{m} \text{ごと}$	$\geq 120\text{cm}$
中学校	$\geq 140\text{cm}$	$\leq 18\text{cm}$	$\geq 26\text{cm}$		

◆ その他

- 子どもたちの衣類等を乾燥できる場の設置に取り組みます。
- 子どもたちの個人ロッカー等の整備に取り組みます。

⑥ 管理系施設

- ◆ 校長室・職員室・事務室・校務補室
 - ・校長室を整備し、教職員との連携が図りやすい位置になるような配置とします。
 - ・職員室は前期課程（小学校）、後期課程（中学校）と一緒にした1室を整備し、小中一貫校のメリットを活かして教職員が一体感をもって教育活動を進めていくことができる配置とします。
 - ・登下校の様子が見渡せるなど、防犯対策や緊急対応がしやすい配置にします。
 - ・職員室は事務室を統合した校務センターとしての機能をもたせるよう取り組みます。
 - ・個人情報管理、セキュリティ強化の観点から、職員室には保護者・来客者対応用のカウンターを設置します。
 - ・照明や空調を制御し、コンピューター等のサーバールームを兼ね備えた集中制御室を職員室付近に整備するよう取り組みます。
- ◆ 保健室
 - ・前期課程（小学校）、後期課程（中学校）それぞれ1室を配置します。
 - ・保健室付近まで緊急車両の乗り入れが可能な配置に取り組みます。
 - ・保健室に隣接したシャワーや汚物流し、トイレ等の設置に取り組みます。
- ◆ 会議室
 - ・全職員が会議を行うことを想定した広さとし、可動間仕切り等で分割して利用できるようにします。
- ◆ その他
 - ・印刷室、放送室、給湯室、職員更衣室、休憩室、職員トイレ、倉庫等の必要な室を設置します。

2) 屋内運動場・武道場・屋外施設

① 屋内運動場

- ・前期課程（小学校）及び後期課程（中学校）の授業時数を鑑み、施設整備に取り組みます。
- ・避難所としての活用を想定し、電気、暖房施設、換気施設は個別に管理できるよう取り組みます。
- ・体育館の管理諸室として、更衣室、ミーティングルーム、トイレ、器具庫等の設置に取り組みます。
- ・避難所としての活用を想定し、高齢者や身体の不自由な方などの利用を考慮して多目的トイレやバリアフリーの解消等、ユニバーサルデザインについて取り組みます。
- ・地域との連携を鑑み、体育館の学校開放事業に取り組みます。

◆ 整備球技面数

前期課程（小学校）及び後期課程（中学校）の授業を鑑み、以下の球技面数を整備します。

- ・籠球（バスケットコート）：2面
- ・排球（バレーコート）：2面
- ・羽球（バドミントンコート）：6面

※ 資料

バドミントンコート	：13.4m×6.1m
バレーコート（小学校）	：16m×8m（周囲に3mのフリーゾーン）
バレーコート（中学校）	：18m×9m（周囲に3mのフリーゾーン）
バスケットコート（小学校）	：22～28m×12～15m
バスケットコート（中学校）	：28m×15m

- ◆ ランニングコース（2階）を整備します。
- ◆ クライミングウォールの整備に取り組みます。

② 武道場（小ホール）

- ・後期課程（中学校）の授業を鑑み、柔道及び剣道を2面で実施できるようにします。
- ・武道の授業で利用する以外に、様々な利用ができるよう小ホールとしての活用に取り組みます。
- ・地域との連携を鑑み、学校開放事業に取り組みます。
- ・学校開放時にダンス教室等で利用ができるように収納式鏡の設置に取り組みます。

③ 屋外施設

- ・陸上用トラックは300mとし、フィールド内に砲丸投げサークル、走り高跳びを整備するものとします。走り幅跳びはフィールド外に整備するものとします。
- ・野球場、ソフトボール場、サッカー場の機能を確保するとともに、運動会や体育大会等が十分実施できるスペースとします。
- ・屋外遊具については、鉄棒のほかコンビネーション遊具を配置します。
- ・プールは、幌延町総合体育館のプールを活用します。
- ・児童生徒の自然学習環境のために花壇や菜園の整備に取り組みます。
- ・児童生徒、教職員、及び来客用の駐輪場と駐車場を整備します。
- ・アスレチック遊具の整備に取り組みます。

3) 防災施設

災害時の避難施設として活用できるよう必要な機能等の整備に取り組みます。

① BCP関連

- ・災害時における電力・通信機能確保のため、36時間稼働できる自家発電設備の整備に取り組みます。
- ・災害時に速やかに避難所として開所できるよう備蓄スペース（備蓄倉庫）を整備します。
- ・災害時における通信設備を確保するため、無停電電源装置や避難者への無線LANを開放する設備を備えることに取り組みます。
- ・災害時など多面的な施設利用に対応するエネルギー効率の高い自立分散型施設とするため、太陽光発電等の整備に取り組みます。
- ・災害時の炊き出しに対応した炊事場（平常時は屋外の水飲み場）の整備に取り組みます。
- ・災害時の対応として屋外災害用便槽（トイレ）の整備に取り組みます。
- ・災害専用のシャワー室の整備に取り組みます。

4) 地域連携施設

- ・学校運営協議会、PTA活動の拠点となるスペースを設置します。
- ・活動拠点となるスペースの配置については、学校教育等に支障が生じることがないよう、地域住民が出入りしやすい位置に計画します。
- ・学童保育施設については、同一建物内の設置も含め関係者と協議の上、取り組みます。
- ・学校図書館は、図書だけでなく、各種メディアを含めたメディアライブラリーとしての機能を持たせるとともに、学校開放施設として活用するためのシステムの構築に取り組みます。
- ・屋内体育館や武道場（小ホール）は学校開放施設として位置付けます。

5) カーボンニュートラル設備（再生エネルギー利用設備・省エネルギー設備）

- ・LED照明、自然換気、自然採光を活用した建物とし、省エネルギー効率の高い設備を整備します。
- ・再生エネルギー利用設備の環境教育・エネルギー教育への活用に向けて、稼働状況や設備本体の「見える化」を図り、導入効果を最大限に高める仕組みの整備に取り組みます。
- ・SDGsの観点から再生可能エネルギーの導入に取り組みます。

6) 空調設備

- ・近年の気候変動に伴う夏季の厳しい暑さ対策として子どもたちの健康を考え、校舎及び屋内体育館に冷房設備の整備に取り組みます。

7) 給食センター

給食センターは現在、幌延小学校、幌延中学校、問寒別小中学校に給食を作り配達しています。

【現在の幌延学校給食センター】

住所	幌延町東町25番地 (幌延小学校と同一敷地内)
建設年度	1990年（平成2年）
構造・規模	RC造、平屋建 延床面積：668.28m ²

●給食センターについては、建設から35年以上が経過し、これまで不具合が生じた都度、部位修繕を行ってきましたが、全体的に老朽化が進んでいます。大型の厨房機器も更新の時期を迎えていました。また、HACCP（ハサップ）に完全対応できていません。

これからはHACCPに対応した給食センターにする必要があります。さらに、校舎と一体的に整備した方が今後の維持管理を考慮すると効果的です。

※HACCP（ハサップ）とは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全行程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。学校等の集団給食施設はHACCPに沿った衛生管理をしなければならないが、従事する者の数が50人未満である事業者は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」で対応可能となっている。

① 現況の給食センターの各諸室

室名	面積
厨房	約288m ²
厨房前室	約7m ²
食品庫	約15m ²
検収室	約5m ²
厨房トイレ	—
掃除室	約2m ²
休憩更衣室	約11m ²
洗濯室	約10m ²
更衣・シャワー室	約3m ²
事務室	約33m ²
コンテナ置場	約11m ²
研修室	約28m ²
トイレ	—
ボイラー室	約50m ²
車庫	約41m ²
プロパン庫	—
渡り廊下	—
パントリー	—

② 令和5年10月現在の給食センター職員数は合計12名である。

事務職員：1名、栄養教諭：1名、調理員：5名、

教育委員会兼務職員：センター長：1名、事務職員：4名

- ◆ 現在の給食センターの設備状況は以下のとおりである。

主要備品品目	数量
回転釜	2
上流し	2
下流し	3
調理台	2
自動食器洗浄機	1
食器食缶消毒保管機	6
かくはん機（ミキサー）	1
野菜裁断機	2
球根皮むき機	1
フードカッター	1
揚物機	1
蒸し物機	1
大型冷蔵庫（800㍑以上）	1
大型冷凍庫	1
立体炊飯器	2
洗米機	1
二重食缶	16
穀類格納庫	1
食器浸湿槽	1
包丁殺菌庫	1
作業台	2
コンテナー	6
運搬自動車	1
作業車	4
厨芥処理設備	1
真空冷却器	1
中心温度管理機能付き調理器	1

③ 給食センターの整備諸室

給食センターの整備諸室は以下のとおりである。

調理室、調理前室、洗浄室、下処理室、検収室、食品庫、ゴミ庫、倉庫、洗濯室、配膳室、事務室、塵芥庫、休憩室、更衣室、トイレ

8) 施設整備一覧

以下に小中一貫校の施設整備一覧を示します。

校舎		
通常学級	普通教室	9
特別支援学級	特別支援教室	6
通級学級	通級指導教室	3
特別教室	理科教室（高さが可変できる机の整備）	1
	音楽教室	1
	調理室	1
	技術教室	1
	図画工作教室・美術教室	1
	外国語教室	2
	学校図書室（メディアライブラリー）	1
	児童生徒会室	1
	教育相談室	2
	進路指導室	1
	特別活動室	2
	特別教室教材収納庫	適宜
多目的室等	多目的室	2
	郷土資料室・幌延みらい学室	1
	プレイコーナー	1
管理系諸室	事務室（職員室内に設置）	1
	職員室	1
	校長室	1
	保健室	2
	校務補室	1
	会議室	1
	放送室	1
	印刷室（職員室内に設置）	1
	給湯室（職員室内に設置）	1
	休憩室	2
	更衣室	2
その他	児童生徒の個人ロッカー	適宜
	児童生徒の衣類乾燥室	適宜

屋内体育館		
球技面数	バスケットコート	2面
	バレーコート	2面
	バドミントンコート	6面
ランニングコース	ランニングコース	1周
諸室等	ステージ	1
	放送室	1
	器具庫	2
	防災備蓄庫	1
その他	クライミングウォール	1

武道場（小ホール）		
整備面数	柔道	2面
	剣道	2面
諸室等	武具庫	1
	更衣室	2

柔道場サイズ：9.1m×9.1m 周囲に2.73m

剣道場サイズ：11m×11m 周囲に1.5m

その他		
その他	温室	1

屋外施設		
陸上	陸上用トラック	300m
	砲丸投げサークル	1
	走り高跳び	1
	走り幅跳び	1
野球場	野球場及びソフトボール場	1
サッカー場	サッカー場	1
その他	鉄棒	3
	コンビネーション遊具	1
	菜園・花壇	1

4 地域に開かれた学校施設

学校施設は、子どもたちの豊かな学びを促進し、地域との連携や協働が図られる施設としていくことが必要です。

1) 地域連携施設

●安心安全な放課後の子どもたちの居場所づくりの推進や地域住民との交流による地域コミュニティの形成を目的として、放課後子ども教室等の実施について取り組みます。

●地域に開かれた学校として、地域の人たちのサークル活動室の整備に取り組みます。

●学校図書館（図書室）の整備・充実を図ります。

学校開放事業の一環として、地域の方が利用できるようなシステムの構築に取り組みます。

① 幼保との連携

●小中一貫教育の導入・推進を行う中で、児童生徒の多様な状況等に対応し、認定こども園との円滑な接続を図る観点から、認定こども園との連携を進めていきます。

5 通学支援

児童生徒が通学する手段として、安心安全の観点や児童生徒の遠距離通学における心身に対する影響を考え、引き続き、スクールバスを運行します。

スクールバスの運行にあたっては、通学距離、通学時間の観点や子どもの発達の段階を考慮するとともに、部活動や放課後の教育活動に配慮します。

スクールゾーンについても再点検し、児童生徒が安心安全に登下校できるように取り組みます。

6 建設形態

小中一貫校の校舎建設については、既存の幌延中学校の校舎を改修し、小学校相当部分を増築する建設形態と、既存の幌延小学校の校舎を改修し、中学校相当部分を増築する建設形態と、既存の校舎を活用せずに新築する建設形態の3通りの建設形態が考えられます。

上記3通りの建設形態を比較検討して決定します。

【現在の幌延小学校、幌延中学校】

	幌延小学校	幌延中学校
住所	幌延町東町25番地	幌延町字幌延79番地
建設年度	1982年（昭和57年）	1985年（昭和60年）
構造・規模	RC造、2階建 延床面積：4,672m ²	RC造、3階建 延床面積：5,347m ²

◆ 【建設形態比較表】

		A案	B案	C案	
案の内容		既存中学校校舎を改修し、小学校部分を増築する案	既存小学校校舎を改修し、中学校部分を増築する案	既存校舎を活用せず、小中学校校舎を新築する案	
耐震性	既存校舎	1985年建設なので新耐震基準を満足	◎	2008年度耐震改修済	◎
	増築校舎 新築校舎	現行耐震基準を満足	◎	現行耐震基準を満足	◎
既存校舎劣化状況		外壁は早急に劣化対応する必要がある。他の部位は部分的劣化と広範囲に劣化の劣化がある。全体的に老朽化が進行している。	△	屋根屋上は早急に劣化対応する必要がある。他の部位は部分的劣化と広範囲の劣化がある。全体的に老朽化が進行している。	△
コスト	改修費 (注)	中学校校舎維持に10億円程度必要	○	小学校校舎維持に10億円程度必要	○
	新築費	小学校部分の新築なのでC案より安価	◎	中学校部分の新築なのでC案より安価	◎
ユニバーサルデザイン		既存校舎利用のためユニバーサルデザインに対応に難がある	○	既存校舎利用のためユニバーサルデザインに対応に難がある	○
学習活動への適応性		既存校舎利用のため新学習指導要領に対応したICT化やGIGAスクール構想対応にやや難がある	○	既存校舎利用のため新学習指導要領に対応したICT化やGIGAスクール構想対応にやや難がある	○
その他		校地の一部が土砂災害警戒区域に指定されているため増築は難しい	△	校舎建設から41年経過しており、国の基準を満たすのが難しい	△
総合評価		校地の一部が土砂災害警戒区域に指定されているので不採用	○	国の基準を満たすのに難があるので不採用	○
総合的有利なC案を採用する					◎

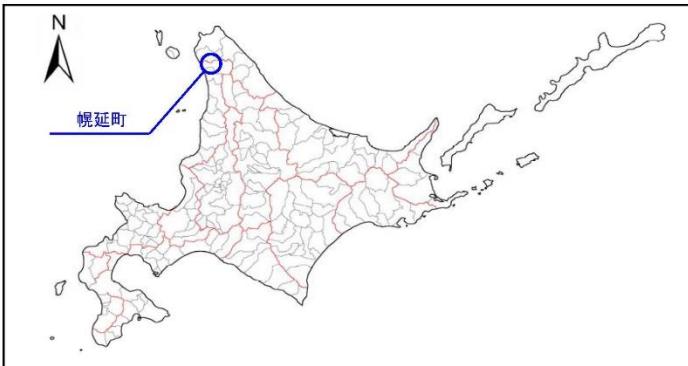
※ 建設形態は既存校舎を活用せず、小中学校校舎を新設する建設形態とする。

注) 令和4年3月策定の幌延町教育施設長寿命化計画による。

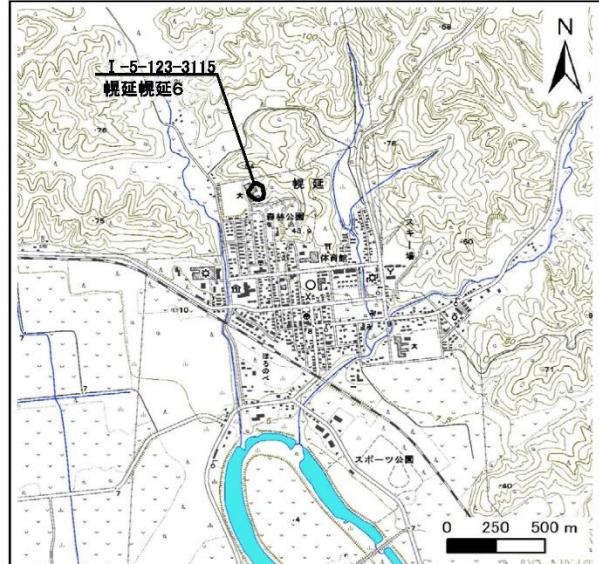
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)

表紙 概況、位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-5-123-3115
箇所名	幌延幌延6
所在地	天塩郡幌延町字幌延
調査機関	宗谷総合振興局稚内建設管理部



概況図

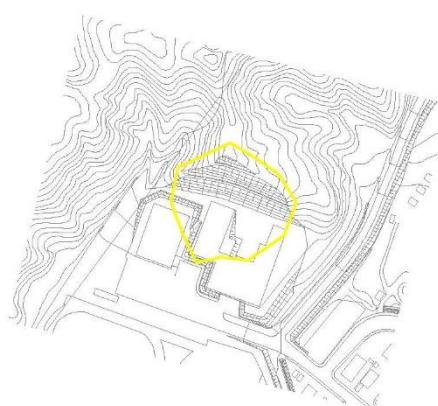


位置図(S=1:25,000)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1075号)」
なお、第三者者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

北海道

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



0 25 50 100

様式-2(急)

参考 学校施設の老朽化状況実態

(幌延町教育施設長寿命化計画 令和4年3月策定 より)

施設名	構造規模	建設年度		新耐震基準	劣化状況評価					健全度
		西暦	和暦		屋上 屋根	外壁	内装 仕上	電気 設備	機械 設備	
幌延小学校										
校舎1	RC	2F	1981	昭和56	●	C	C	B	B	C 58
校舎2	RC	2F	1982	昭和57	●	C	C	B	B	C 58
校舎 (配膳室)	RC	1F	1990	平成2	●	B	C	B	B	B 65
体育館	S	2F	1982	昭和57	●	C	C	B	B	B 62
幌延中学校										
校舎	RC	3F	1985	昭和60	●	C	C	B	C	C 53
体育館	S	2F	1985	昭和60	●	C	C	B	B	B 62
学校給食センター	RC	1F	1990	平成2	●	B	B	B	B	B 75

評価の区分

「A」：概ね良好

「B」：部分的に劣化

「C」：広範囲に劣化

「D」：早急に対応する必要あり

7 建設予定地

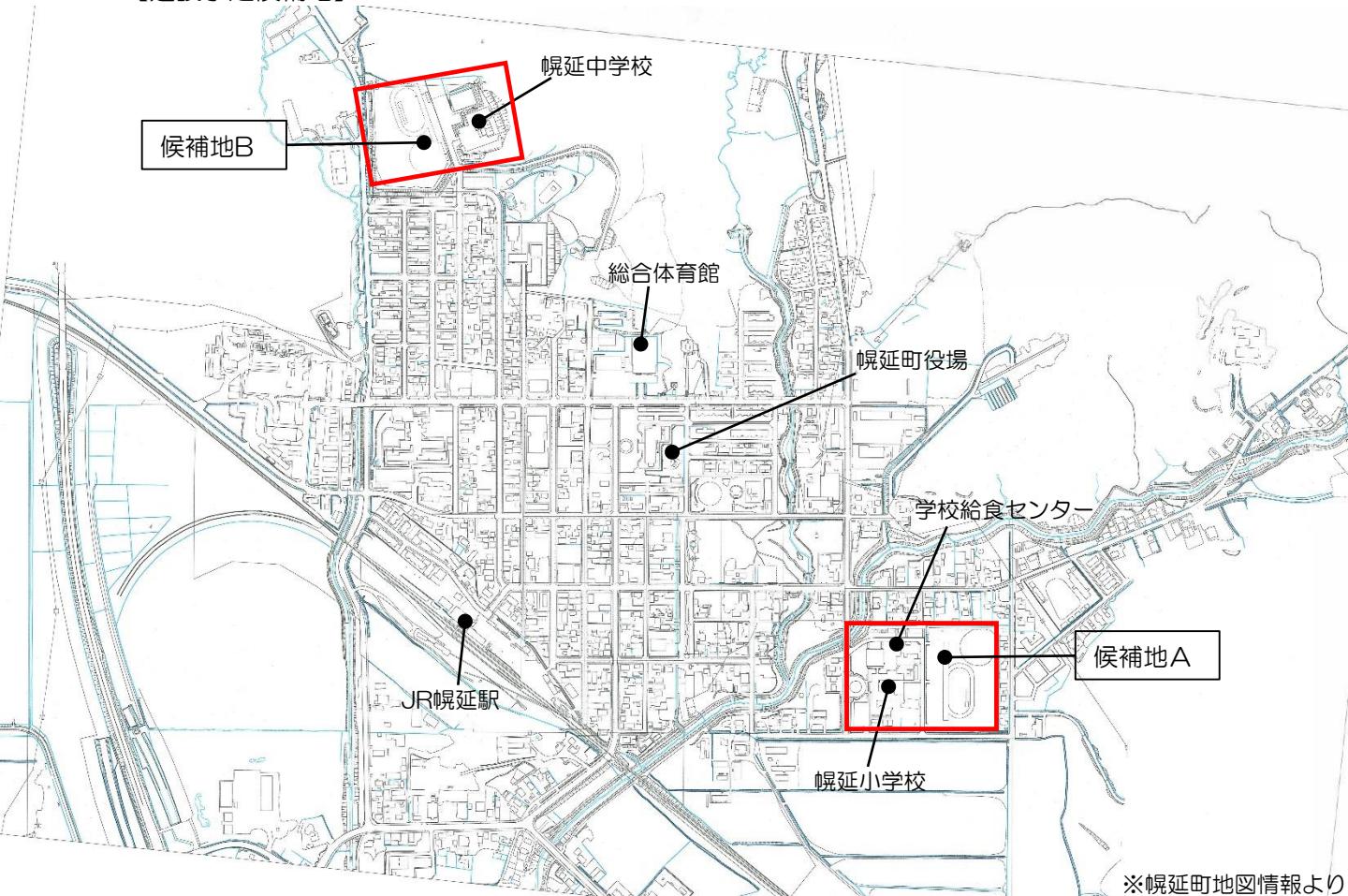
建設予定地については、候補地として、下図の2敷地を候補とし、想定建設候補地比較表をもとに検討を行い、現幌延小学校の校地に建設するのが最適と判断した。

主な判断理由は以下である。

●小中一貫校の教育理念を具現化できる校地の広さが確保できること。

●現中学校の校地は一部が「土砂災害警戒区域」に指定されており、安心安全の校舎を建設できないこと。

【建設予定候補地】



※幌延町地図情報より

◆ 【建設候補地 比較表】

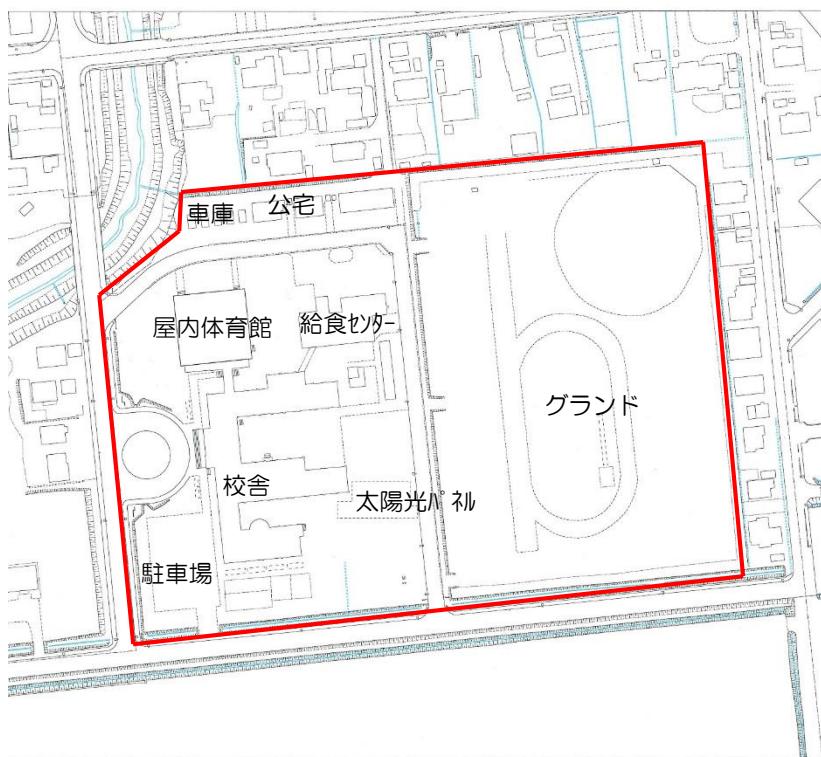
	候補地A (現幌延小学校校地)		候補地B (現幌延中学校校地)	
敷地面積	校地面積 45,663m ² 建物敷地 4,418m ² 運動場 23,801m ² 実験実習その他 7,444m ²	◎	校地面積 40,708m ² 建物敷地 4,103m ² 運動場 24,205m ² 実験実習その他 2,400m ²	◎
都市計画区分	都市計画区域外	◎	都市計画区域外	◎
法22条区域	指定なし	◎	指定なし	◎
周辺環境	住宅地	◎	住宅地と山	◎
通学利便性	市街地に近接、徒歩通学可能	◎	市街地に近接、徒歩通学可能	◎
自然災害に対する安全性	問題なし	◎	敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されている	△
経済性	候補地Bと差異はない	◎	候補地Aと差異はない	◎
総合評価	校地の広さが十分あり最適な候補地である	◎	校地の一部が土砂災害警戒区域に指定されているので安心安全な校舎を建設できない	△

1) 建設予定地のダイアグラム

建設予定地の土地利用については、既存の幌延小学校、教職員公宅、敷地内道路、車庫、太陽光パネル、グランド等を考慮して施設建替えのダイアグラムを3パターンで検討する。

ただし、別な敷地に建設する可能性もあります。

【現幌延小学校校地の現況】



◆ 【ダイアグラム 比較表】

	ダイアグラムA	ダイアグラムB	ダイアグラムC
特徴	グランドに新施設を整備してから既存施設を解体し、既存施設跡にグランドを整備する	—	—
公宅・校地内道路	基本はそのまま	◎ 基本はそのまま	◎ 基本はそのまま
整備工期	グランドに新施設を整備するので他の案より開校が早い	◎ 既存施設を解体してから新施設を整備するのでA案より開校が遅い	○ 既存施設を解体してから新施設を整備するのでA案より開校が遅い
整備中の体育館利用	新施設整備中も既存施設が利用できる	◎ 新施設整備中は総合体育館を利用する	○ 新施設整備中は総合体育館を利用する
整備中のグランド利用	総合スポーツ公園等を代替え利用	○ 総合スポーツ公園等を代替え利用	○ 新施設整備中も利用できる
整備中の給食供給	新施設整備中も既存施設で供給できる	◎ 新施設整備中は仮設施設で供給できる	○ 新施設整備中は仮設施設で供給できる
事業費（経済性）	仮校舎等の費用が不要のため他の案よりコストが掛からない	◎ 仮校舎等の費用が必要なためA案よりコストが掛かる	○ 仮校舎等の費用が必要なためA案よりコストが掛かる
総合評価	整備工期と経済性から最適である	◎ 整備工期と経済性を鑑みるとA案より劣る	○ 整備工期と経済性を鑑みるとA案より劣る

ダイアグラム3パターン

ダイアグラムA

グランドに校舎・体育館・給食センターを新設



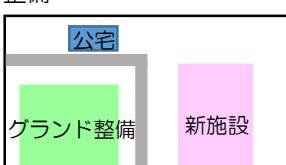
別敷地

既存校舎・体育館・給食センターを解体



別敷地

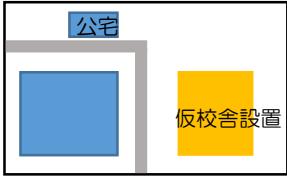
既存施設跡にグランド整備



別敷地

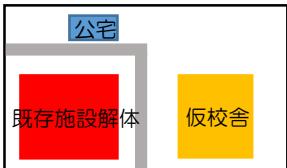
ダイアグラムB

グランドに仮校舎・仮給食センターを設置



別敷地

既存校舎・体育館・給食センターを解体



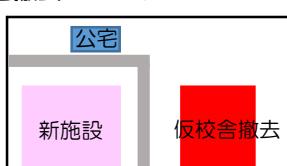
別敷地

既存施設跡に校舎・体育館・給食センターを新設



別敷地

仮校舎・仮給食センターを撤去



別敷地

グランドを再整備



別敷地

ダイアグラムC

別敷地に仮校舎を設置



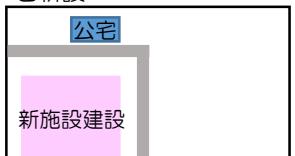
別敷地

既存校舎・体育館・給食センターを解体



別敷地

既存施設跡に校舎・体育館・給食センターを新設



別敷地

仮校舎を撤去



別敷地

新施設

8 ダイアグラム別 整備スケジュール

現在の幌延小学校敷地内に新たな校舎を建て、現校舎を取り壊すこととし、下記のようなスケジュールを想定している。

なお、このスケジュールは現段階での予定です。

ダイアグラム別 整備スケジュール

令和6年(2024年度)												令和7年(2025年度)												令和8年(2026年度)												令和9年(2027年度)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
マイアグラムB 設計者選定プロポーザル			測量調査、地質調査			仮設校舎基本施設設計			建設実施設計			新認申請			施工者選定			建設工事			▼小中一貫校開校			仮設校舎解体工事			クラウド登録			解体工事予定			解体工事(中学校)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
日付	2024.5.1	2024.5.15	2024.5.30	2024.6.13	2024.6.27	2024.7.11	2024.7.25	2024.8.8	2024.8.22	2024.9.5	2024.9.19	2024.10.3	2024.10.17	2024.11.3	2024.11.17	2024.12.1	2025.1.15	2025.2.8	2025.3.1	2025.3.15	2025.4.1	2025.4.15	2025.5.1	2025.5.15	2025.6.1	2025.6.15	2025.7.1	2025.7.15	2025.8.1	2025.8.15	2025.9.1	2025.9.15	2025.10.1	2025.10.15	2025.11.1	2025.11.15	2025.12.1	2026.1.15	2026.2.8	2026.3.1	2026.3.15	2026.4.1	2026.4.15	2026.5.1	2026.5.15	2026.6.1	2026.6.15	2026.7.1	2026.7.15	2026.8.1	2026.8.15	2026.9.1	2026.9.15	2026.10.1	2026.10.15	2026.11.1	2026.11.15	2026.12.1	2027.1.15	2027.2.8	2027.3.1	2027.3.15	2027.4.1	2027.4.15	2027.5.1	2027.5.15	2027.6.1	2027.6.15	2027.7.1	2027.7.15	2027.8.1	2027.8.15	2027.9.1	2027.9.15	2027.10.1	2027.10.15	2027.11.1	2027.11.15	2027.12.1	2028.1.15	2028.2.8	2028.3.1	2028.3.15	2028.4.1	2028.4.15	2028.5.1	2028.5.15	2028.6.1	2028.6.15	2028.7.1	2028.7.15	2028.8.1	2028.8.15	2028.9.1	2028.9.15	2028.10.1	2028.10.15	2028.11.1	2028.11.15	2028.12.1	2029.1.15	2029.2.8	2029.3.1	2029.3.15	2029.4.1	2029.4.15	2029.5.1	2029.5.15	2029.6.1	2029.6.15	2029.7.1	2029.7.15	2029.8.1	2029.8.15	2029.9.1	2029.9.15	2029.10.1	2029.10.15	2029.11.1	2029.11.15	2029.12.1	2030.1.15	2030.2.8	2030.3.1	2030.3.15	2030.4.1	2030.4.15	2030.5.1	2030.5.15	2030.6.1	2030.6.15	2030.7.1	2030.7.15	2030.8.1	2030.8.15	2030.9.1	2030.9.15	2030.10.1	2030.10.15	2030.11.1	2030.11.15	2030.12.1	2031.1.15	2031.2.8	2031.3.1	2031.3.15	2031.4.1	2031.4.15	2031.5.1	2031.5.15	2031.6.1	2031.6.15	2031.7.1	2031.7.15	2031.8.1	2031.8.15	2031.9.1	2031.9.15	2031.10.1	2031.10.15	2031.11.1	2031.11.15	2031.12.1	2032.1.15	2032.2.8	2032.3.1	2032.3.15	2032.4.1	2032.4.15	2032.5.1	2032.5.15	2032.6.1	2032.6.15	2032.7.1	2032.7.15	2032.8.1	2032.8.15	2032.9.1	2032.9.15	2032.10.1	2032.10.15	2032.11.1	2032.11.15	2032.12.1	2033.1.15	2033.2.8	2033.3.1	2033.3.15	2033.4.1	2033.4.15	2033.5.1	2033.5.15	2033.6.1	2033.6.15	2033.7.1	2033.7.15	2033.8.1	2033.8.15	2033.9.1	2033.9.15	2033.10.1	2033.10.15	2033.11.1	2033.11.15	2033.12.1	2034.1.15	2034.2.8	2034.3.1	2034.3.15	2034.4.1	2034.4.15	2034.5.1	2034.5.15	2034.6.1	2034.6.15	2034.7.1	2034.7.15	2034.8.1	2034.8.15	2034.9.1	2034.9.15	2034.10.1	2034.10.15	2034.11.1	2034.11.15	2034.12.1	2035.1.15	2035.2.8	2035.3.1	2035.3.15	2035.4.1	2035.4.15	2035.5.1	2035.5.15	2035.6.1	2035.6.15	2035.7.1	2035.7.15	2035.8.1	2035.8.15	2035.9.1	2035.9.15	2035.10.1	2035.10.15	2035.11.1	2035.11.15	2035.12.1	2036.1.15	2036.2.8	2036.3.1	2036.3.15	2036.4.1	2036.4.15	2036.5.1	2036.5.15	2036.6.1	2036.6.15	2036.7.1	2036.7.15	2036.8.1	2036.8.15	2036.9.1	2036.9.15	2036.10.1	2036.10.15	2036.11.1	2036.11.15	2036.12.1	2037.1.15	2037.2.8	2037.3.1	2037.3.15	2037.4.1	2037.4.15	2037.5.1	2037.5.15	2037.6.1	2037.6.15	2037.7.1	2037.7.15	2037.8.1	2037.8.15	2037.9.1	2037.9.15	2037.10.1	2037.10.15	2037.11.1	2037.11.15	2037.12.1	2038.1.15	2038.2.8	2038.3.1	2038.3.15	2038.4.1	2038.4.15	2038.5.1	2038.5.15	2038.6.1	2038.6.15	2038.7.1	2038.7.15	2038.8.1	2038.8.15	2038.9.1	2038.9.15	2038.10.1	2038.10.15	2038.11.1	2038.11.15	2038.12.1	2039.1.15	2039.2.8	2039.3.1	2039.3.15	2039.4.1	2039.4.15	2039.5.1	2039.5.15	2039.6.1	2039.6.15	2039.7.1	2039.7.15	2039.8.1	2039.8.15	2039.9.1	2039.9.15	2039.10.1	2039.10.15	2039.11.1	2039.11.15	2039.12.1	2040.1.15	2040.2.8	2040.3.1	2040.3.15	2040.4.1	2040.4.15	2040.5.1	2040.5.15	2040.6.1	2040.6.15	2040.7.1	2040.7.15	2040.8.1	2040.8.15	2040.9.1	2040.9.15	2040.10.1	2040.10.15	2040.11.1	2040.11.15	2040.12.1	2041.1.15	2041.2.8	2041.3.1	2041.3.15	2041.4.1	2041.4.15	2041.5.1	2041.5.15	2041.6.1	2041.6.15	2041.7.1	2041.7.15	2041.8.1	2041.8.15	2041.9.1	2041.9.15	2041.10.1	2041.10.15	2041.11.1	2041.11.15	2041.12.1	2042.1.15	2042.2.8	2042.3.1	2042.3.15	2042.4.1	2042.4.15	2042.5.1	2042.5.15	2042.6.1	2042.6.15	2042.7.1	2042.7.15	2042.8.1	2042.8.15	2042.9.1	2042.9.15	2042.10.1	2042.10.15	2042.11.1	2042.11.15	2042.12.1	2043.1.15	2043.2.8	2043.3.1	2043.3.15	2043.4.1	2043.4.15	2043.5.1	2043.5.15	2043.6.1	2043.6.15	2043.7.1	2043.7.15	2043.8.1	2043.8.15	2043.9.1	2043.9.15	2043.10.1	2043.10.15	2043.11.1	2043.11.15	2043.12.1	2044.1.15	2044.2.8	2044.3.1	2044.3.15	2044.4.1	2044.4.15	2044.5.1	2044.5.15	2044.6.1	2044.6.15	2044.7.1	2044.7.15	2044.8.1	2044.8.15	2044.9.1	2044.9.15	2044.10.1	2044.10.15	2044.11.1	2044.11.15	2044.12.1	2045.1.15	2045.2.8	2045.3.1	2045.3.15	2045.4.1	2045.4.15	2045.5.1	2045.5.15	2045.6.1	2045.6.15	2045.7.1	2045.7.15	2045.8.1	2045.8.15	2045.9.1	2045.9.15	2045.10.1	2045.10.15	2045.11.1	2045.11.15	2045.12.1	2046.1.15	2046.2.8	2046.3.1	2046.3.15	2046.4.1	2046.4.15	2046.5.1	2046.5.15	2046.6.1	2046.6.15	2046.7.1	2046.7.15	2046.8.1	2046.8.15	2046.9.1	2046.9.15	2046.10.1	2046.10.15	2046.11.1	2046.11.15	2046.12.1	2047.1.15	2047.2.8	2047.3.1	2047.3.15	2047.4.1	2047.4.15	2047.5.1	2047.5.15	2047.6.1	2047.6.15	2047.7.1	2047.7.15	2047.8.1	2047.8.15	2047.9.1	2047.9.15	2047.10.1	2047.10.15	2047.11.1	2047.11.15	2047.12.1	2048.1.15	2048.2.8	2048.3.1	2048.3.15	2048.4.1	2048.4.15	2048.5.1	2048.5.15	2048.6.1	2048.6.15	2048.7.1	2048.7.15	2048.8.1	2048.8.15	2048.9.1	2048.9.15	2048.10.1	2048.10.15	2048.11.1	2048.11.15	2048.12.1	2049.1.15	2049.2.8	2049.3.1	2049.3.15	2049.4.1	2049.4.15	2049.5.1	2049.5.15	2049.6.1	2049.6.15	2049.7.1	2049.7.15	2049.8.1	2049.8.15	2049.9.1	2049.9.15	2049.10.1	2049.10.15	2049.11.1	2049.11.15	2049.12.1	2050.1.15	2050.2.8	2050.3.1	2050.3.15	2050.4.1	2050.4.15	2050.5.1	2050.5.15	2050.6.1	2050.6.15	2050.7.1	2050.7.15	2050.8.1	2050.8.15	2050.9.1	2050.9.15	2050.10.1	2050.10.15	2050.11.1	2050.11.15	2050.12.1	2051.1.15	2051.2.8	2051.3.1	2051.3.15	2051.4.1	2051.4.15	2051.5.1	2051.5.15	2051.6.1	2051.6.15	2051.7.1	2051.7.15	2051.8.1	2051.8.15	2051.9.1	2051.9.15	2051.10.1	2051.10.15	2051.11.1	2051.11.15	2051.12.1	2052.1.15	2052.2.8	2052.3.1	2052.3.15	2052.4.1	2052.4.15	2052.5.1	2052.5.15	2052.6.1	2052.6.15	2052.7.1	2052.7.15	2052.8.1	2052.8.15	2052.9.1	2052.9.15	2052.10.1	2052.10.15	2052.11.1	2052.11.15	2052.12.1	2053.1.15	2053.2.8	2053.3.1	2053.3.15	2053.4.1	2053.4.15	2053.5.1	2053.5.15	2053.6.1	2053.6.15	2053.7.1	2053.7.15	2053.8.1	2053.8.15	2053.9.1	2053.9.15	2053.10.1	2053.10.15	2053.11.1	2053.11.15	2053.12.1	2054.1.15	2054.2.8	2054.3.1	2054.3.15	2054.4.1	2054.4.15	2054.5.1	2054.5.15	2054.6.1	2054.6.15	2054.7.1	2054.7.15	2054.8.1	2054.8.15	2054.9.1	2054.9.15	2054.10.1	2054.10.15	2054.11.1	2054.11.15	2054.12.1	2055.1.15	2055.2.8	2055.3.1	2055.3.15	2055.4.1	2055.4.15	2055.5.1	2055.5.15	2055.6.1	2055.6.15	2055.7.1	2055.7.15	2055.8.1	2055.8.15	2055.9.1	2055.9.15	2055.10.1	2055.10.15	2055.11.1	2055.11.15	2055.12.1	2056.1.15	2056.2.8	2056.3.1	2056.3.15	2056.4.1	2056.4.15	2056.5.1	2056.5.15	2056.6.1	2056.6.15	2056.7.1	2056.7.15	2056.8.1	2056.8.15	2056.9.1	2056.9.15	2056.10.1	2056.10.15	2056.11.1	2056.11.15	2056.12.1	2057.1.15	2057.2.8	2057.3.1	2057.3.15	2057.4.1	2057.4.15	2057.5.1	2057.5.15	2057.6.1	2057.6.15	2057.7.1	2057.7.15	2057.8.1	2057.8.15	2057.9.1	2057.9.15	2057.10.1	2057.10.15	2057.11.1	2057.11.15	2057.12.1	2058.1.15	2058.2.8	2058.3.1	2058.3.15	2058.4.1	2058.4.15	2058.5.1	2058.5.15	2058.6.1	2058.6.15	2058.7.1	2058.7.15	2058.8.1	2058.8.15	2058.9.1	2058.9.15	2058.10.1	2058.10.15	2058.11.1	2058.11.15	2058.12.1	2059.1.15	2059.2.8	2059.3.1	2059.3.15	2059.4.1	2059.4.15	2059.5.1	2059.5.15	2059.6.1	2059.6.15	2059.7.1	2059.7.15	2059.8.1	2059.8.15	2059.9.1	2059.9.15	2059.10.1	2059.10.15	2059.11.1	2059.11.15	2059.12.1	2060.1.15	2060.2.8	2060.3.1	2060.3.15	2060.4.1	2060.4.15	2060.5.1	2060.5.15	2060.6.1	2060.6.15	2060.7.1	2060.7.15	2060.8.1	2060.8.15	2060.9.1	2060.9.15	2060.10.1	2060.10.15	2060.11.1	2060.11.15	2060.12.1	2061.1.15	2061.2.8	2061.3.1	2061.3.15	2061.4

令和6年(2024年度)

令和7年(2025年度)

令和8年(2026年度)

令和9年(2027年度)

令和10年(2028年度)

建設者選定プロセス

マイアグラムC

測量調査 地質調査

板塀校舎基本実施設計

測量調査 地質調査

板塀校舎基本実施設計

建設基本設計

建設実施設計

確認申請

施工者選定

建設工事

▼小中一貫校 開校

▼仮校舎(小学校) 移転開校

解体設計(小学校・中学校・給食センター)

解体施工(小学校・中学校・給食センター)

中学校解体工事

9 既存施設の取扱い（現幌延小学校、現幌延中学校、現幌延学校給食センター）

既存施設の取扱いについては、以下の通りとする。

◆ 現幌延小学校

現幌延小学校については、新設校の校地内であり、新設校舎を整備する場所となるため、解体撤去することとする。

◆ 現幌延学校給食センター

現幌延学校給食センターについては、新設校の校地内であり、また、新設校舎に併設することから、解体撤去することとする。

◆ 現幌延中学校

現幌延中学校の校地は、一部「土砂災害警戒区域」に指定され、既存校舎の一部が区域内のため再利用するのは不適当と考え、新設校舎完成後に、屋内体育館を除く校舎部分を解体撤去することとする。

幌延中学校区小中一貫校基本構想

令和6年3月策定

〒098-3207
北海道天塩郡幌延町宮園町1番地1

幌延町教育委員会

TEL 01632-5-1117
FAX 01632-5-1749
E-mail kyoiku@town.horonobe.lg.jp